

第8章 対象事業に係る環境影響の 総合的な評価

第8章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地形及び地質、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目とした。

調査は令和2年から令和4年にかけて約2年間実施し、調査範囲は、陸生動物及び陸生植物等については、対象事業実施区域から約200mの範囲とし、大気質、騒音、振動等では、工事用車両が走行する範囲を設定した。

工事の実施では、重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採、土地の造成等の影響が考えられたことから、工事計画及び環境保全対策等を勘案して予測・評価を行い、環境保全措置を検討した。

土地又は工作物の存在及び供用では、造成地の存在、工作物の存在、土地の利用、工作物の供用・稼働等の影響が考えられ、事業計画及び環境保全対策等を勘案して予測・評価を行い、環境保全措置を検討した。

本事業の実施による環境への影響を総合的に評価すると、本事業の実施に伴う環境への影響は、適正な環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されており、国又は三重県による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標との整合が図られていると評価する。